

唐津市文化体育館

区分		改正前 (1時間当たり)								改正後 (1時間当たり)		
		アマチュアスポーツに利用				アマチュアスポーツ以外に利用						
		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合				
		午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から	午後5時まで	午後5時から			
競技場 専用利用	一般	全面	1,060円	1,490円	2,130円	2,990円	3,200円	4,490円	12,820円	17,970円	1,590円	
		片面	530円	750円	—	—	—	—	—	—	—	790円
	生徒・児童	全面	530円	750円	1,060円	1,490円	—	—	—	—	—	790円
		片面	270円	370円	—	—	—	—	—	—	—	390円
冷暖房利用		冷房							11,730円	15,990円		
		暖房							9,600円			

区分		改正前 (1時間当たり)		改正後 (1時間当たり)
		午後5時まで	午後5時から	
柔道場、剣道場、弓道場 専用利用	一般	530円	750円	790円
	生徒・児童	270円	370円	390円

区分		改正前 (3時間当たり)	改正後 (1時間当たり)
競技場、柔道場、剣道場 弓道場、トレーニング室 個人利用	一般	100円	110円
	生徒・児童	50円	50円

区分		改正前						改正後 (1時間当たり)
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
文化ホール (控室付き)	入場料を徴収しない場合	4,790円	7,880円	9,160円	12,780円	16,970円	21,890円	2,520円
	入場料を徴収する場合	12,150円	21,260円	24,410円	33,520円	45,780円	58,140円	
文化ホール(舞台のみ)		上記「入場料を徴収しない場合」の3割相当額						750円
文化ホール冷暖房利用 (1時間につき)		1,050円						1,280円
会議室(1室につき)		1,590円	1,590円	2,120円	3,190円	3,730円	5,330円	610円
会議室冷暖房利用(1時間につき)		210円						上記料金に含みます。

【備考】

<ul style="list-style-type: none"> ・一般とは、15歳以上で中学生及び高校生以外の人です。 ・市民以外の個人、団体の使用料は、表示料金の2倍となります。 ・物品の売買、宣伝を目的として利用する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。 ・入場料を徴収する場合の使用料は、表示料金の5倍となります。 ・令和4年度までに購入した個人利用の回数券は、令和5年4月1日以降に利用する場合においても、使用料の差額を支払うことで利用できます。 ・令和5年4月1日以降に施設を利用する場合(ただし、令和4年12月23日より前に許可を受けた場合を除く)は、改正後の使用料となります。
--

【担当課】

スポーツ局スポーツ振興課

【電話番号】

0955-72-9237